

報道関係者各位

令和6年8月29日

令和6年度「新婚世帯支援事業補助金制度」について

舞鶴市では、下記のとおり新婚世帯への経済的支援のため、婚姻にかかる費用に対して補助を行いますので、お知らせします。

◇受付期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

◇対象者（下記条件を全て満たす世帯）

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- ②夫婦の一方または双方が舞鶴市内に住所を有している世帯
- ③夫婦の前年所得が500万円未満の世帯
- ④夫婦の双方に、市税及び府税の滞納がない世帯
- ⑤夫婦の双方が本制度による補助金または、国・地方公共団体等が実施する同種の助成金等の交付を受けていない世帯

◇補助対象経費

住宅の購入・賃借・引越・リフォーム費用

※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払われた経費が対象

※リフォーム費用は、夫婦の双方が39歳以下の世帯が対象

◇補助金額（上限額）

- ①夫婦の双方が29歳以下の世帯
⇒ 60万円
- ②夫婦の双方が39歳以下の世帯（※①を除く）及び、夫婦のいずれか一方が39歳以下の者で、かつ、夫婦の一方または双方が移住者の世帯
⇒ 30万円
- ③夫婦のいずれか一方が39歳以下の世帯
⇒ 18万円

※補助金の交付条件については、生涯学習推進課へお問い合わせいただくか、市HPをご確認ください。



SDGs 未来都市

〒625-8555

舞鶴市字北吸 1044 番地

生涯学習推進課

担当：村尾・森野

TEL：0773-68-9223

FAX：0773-62-9891

Mail：relation@city.maizuru.lg.jp